

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業の持続的な発展を追究し、適正な利益を確保することにより、企業を取巻く利害関係者と共に成長する企業を目指して、薄膜技術で世界の産業科学に貢献する。」という経営理念のもと、半導体と材料開発の分野でグローバルな最先端企業を目指して積極的に事業を展開しております。

この中において、当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの確立が極めて重要な経営課題であると認識しており、そのために常に組織の見直しと諸制度の整備が不可欠であると認識しております。この考えに立脚して、次の3点の施策に取り組んでおります。

- (1) 業務執行責任者に対する監督・牽制の強化
- (2) 情報開示による透明性の確保
- (3) 執務執行の管理体制の整備(内部統制システム構築)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

当社における平成29年7月期末の機関投資家の持ち株比率は約16%、海外投資家は約2%であります。議決権の電子行使、及び招集通知の英訳につきましては、これらの比率と実施コストを勘案し本年は対応しておりません。今後につきましては、株主様の属性の変化を踏まえて、株主総会における権利行使に係る適切な環境の整備の一環として検討する所存であります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1】

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」、毎期の業績達成度合いによって変動する「業績連動報酬」からなっております。当社としては、これまで中長期的な業績に連動する報酬を採用しておりませんが、当社にふさわしい役員報酬のあり方につき、引き続き検討を進めてまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3】

当社取締役会として実効性の評価を行ったことはありませんが、各取締役は四半期毎に期間中の自己評価を行い、議長である代表取締役が取り纏めを行っております。

取締役会としての実効性についての分析・評価、及びその概要の開示につきましては、その方法を含め、引き続き検討を進めてまいります。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

・政策保有に関する方針

当社の政策保有株式は、「平成29年7月期 決算短信」にて開示しております通り、合計4銘柄、その帳簿価格は約227百万円と僅少であります。また、政策保有の目的は、当社の事業活動に関して協働関係にある相手先に限定して、当該相手先の株式を保有することで、取引関係を強化し、もって当社の企業価値を向上させる点にあります。

取締役会での検証につきましては、政策保有株式の帳簿上の金額が僅少で、当社の財産状況に与える影響が軽微であることから、実施しておりません。金額の重要性が増加した場合や、相手先との取引状況に変化が生じた場合等、当社の取締役会付議基準に照らして検討する必要があると認められる場合には、検討する所存です。

・議決権行使の基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、株主価値の毀損を防止しその増大を図る観点から、これに資するよう個別に議案内容を検討し賛否を決定しております。現在のところは、政策保有株式の帳簿価格が僅少であって、当社の財務状態等に重要な影響を及ぼすものではないと認識しておりますので、既に述べたところ以上に具体的な基準を策定・開示することは考えておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りであります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役や主要株主との取引については、法律及び社内規定に基づいて、社外取締役が出席する取締役会の決議または所定の決裁手続を通じて、取引が法令に違反していないことや、会社や株主共同の利益を害していないことを確保する仕組みを構築しております。

上記の仕組み以外にも、内部監査等を通じた社内チェックを行い、監査役監査や会計監査人監査の対象とすることにより、コンプライアンスの観点や株主の利益確保の観点から、取引に問題がないかどうかを審査する制度を採用しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(経営理念)

当社は「企業の持続的な発展を追究し、適正な利益を確保することにより、企業を取巻く利害関係者と共に成長する企業を目指して、薄膜技術で世界の産業科学に貢献する。」ことを経営理念とし、

- (1) 創造性を重視し、常に独創的な薄膜製造、加工技術を世界の市場に送る。
- (2) 直販体制を採用し、ユーザーニーズに対応した製品をタイムリーに提供する。

(3)事業が社会に果す役割を積極的に認識し、高い付加価値の追求を目的とし、株主、取引先、役員、従業員に対し、適切な成果の配分をする。
を経営方針に掲げ、事業を展開しております。

(経営戦略)

「有価証券報告書」において、目標とする経営指標、経営環境及び対処すべき課題を開示しております。
(2017年10月31日に開示いたしました「有価証券報告書の訂正報告書」を併せてご覧ください)

(経営計画)

決算説明会にて経営戦略等を発表しており、その説明会要旨を当社ホームページに掲載しております。(https://www.samco.co.jp/ir/event/)

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社にとって、コーポレートガバナンスとは、企業価値を向上させて株主の利益を最大化するための経営体制の構築や、各種法令や社会倫理に基づいて要請されるコンプライアンスに関する規律といった概念の集合体であり、当然に重視すべきものであると認識しております。

特に、当社が販売する半導体等電子部品の製造装置の市場は、技術革新や製品開発のスピードが速く、確実な需要見通しを立てることが非常に難しい市場であります。そこで、当社としては、需要の如何に関わらず、安定して求められる装置を開発し、同時に、最終製品の技術革新に対応できる装置を開発すべく、中長期的な視野に立って研究開発を行い、新規事業を開拓していく必要があると認識しております。このような方向に進んでいくためには、当社の利益をしっかりと株主に還元していくことが重要であることはもちろん、的確かつ迅速に需要の波に対応できる経営体制を構築するという視点も重要であると考えております。

他方で、近時は、日本を代表する企業による、不適切会計等のコンプライアンス違反に関する事例が多く発生しており、当社としても、重要視すべきポイントであると認識しております。そこで、当社においては、コンプライアンスを担当する部門を設置して、コンプライアンスに関する審査を日々行っているにとどまらず、社内通報窓口を設置し、また定期的に社内教育を行うこと等によって、より積極的にコンプライアンスを遵守するための体制を構築しております。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、平成19年10月26日開催の第28期定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、平成16年10月22日開催の第25期定時株主総会での決議により、監査役の報酬額は年額20,000千円以内となっております。

4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の方針としては、当社の事業分野である半導体等電子部品の製造装置の製造及び販売という特殊な分野につき、経営の一翼を担うことができるだけの能力及び実績を有する人材を指名ないし選任することとしております。特に、当社の事業分野の特殊性に鑑みて、当社の各部署において、その実績や能力等から、当社の企業価値及び利益の向上に寄与したと認められる人材や、当社の事業分野が否かに関わらず、得意とする分野での実績と、その実績に基づく人格や能力を踏まえて、当社の経営に寄与することができると認められる適切な人材を選定しております。社外取締役候補・社外監査役候補の指名につきましては、会社法に定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、高い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。

上記方針に基づき、手続きとしては、取締役・監査役候補の指名に加えて、執行役員の選任も、取締役会の決議事項としており、社外取締役も交えて議論を交わし、当社の経営を担うにふさわしい人格・実績・能力を有する人材を指名ないし選任するよう努めております。

5. 取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明

取締役・監査役の選任・指名については、改選時の「株主総会招集ご通知」に略歴等を記載しております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、「2-1.【取締役関係】会社との関係(2)」、「2-1.【監査役関係】会社との関係(2)」もご参照ください。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程、及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、7名の取締役のうち、2名を社外取締役としております。社外取締役は、当社の業務執行に対する一層の監督機能を果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任において、多くの経験・知見を有していることを重視しております。また、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立社外取締役に選任しております。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役の選任に関する方針・手続を併せて、原則3-1-4にて記載しております。

【補充原則4-11-2】

本補充原則の前提としては、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を振り向けるべきであるという考え方がありますが、現時点において、当社としては、当社の取締役・監査役は、取締役会・監査役会の出席率や当該会における発言状況等を踏まえると、適切にその時間・労力を当社の業務に振り向けていると認識しております。また、当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ取締役・監査役の兼職の状況を「株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」等において開示しております。

【補充原則4-11-3】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りであります。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができる機会を提供することとしております。

取締役会や監査役会においては、各役員が輪番にて適宜テーマを設定し発表することにより、役員会を相互研鑽の場としております。その準備として積極的に外部セミナー等にも参加しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「1. 情報開示方針」、「2. 情報開示の方法」、「3. 将来の見通し」、「4. 沈黙期間」、「5. その他」からなるディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。(https://www.samco.co.jp/ir/disclosurepolicy/)

現在、当社では、このディスクロージャー・ポリシーに基づき、株主との建設的な対話を促進し、透明性の高い情報開示と対話を心掛け、良好な関係の構築を目指し、以下の通り、積極的にIR活動を実施しております。

当社のIR活動は、管理統括部の広報・IR室にて行っております。IR活動の主な取り組みとしては、毎期の定時株主総会終了後の会社説明会、年に1～2度個人投資家向け説明会を実施しております。また、機関投資家・アナリスト向けには、決算説明会を年2回行っており、その説明会要旨を当社ホームページに掲載しております。そのほか、随時スモールミーティングや個別ミーティングを実施しております。その他の方針ないし方策につきましては、株主様からの対話の要請や、当社のリソース、コスト面からの検討等、考慮すべき種々の事情が存在しますので、これらについて議論を重ねて、適切な方向性をお示ししたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辻 理	1,014,507	12.61
サムコエンジニアリング株式会社	920,282	11.44
一般財団法人サムコ科学技術振興財団	800,000	9.95
サムコ従業員持株会	204,738	2.55
辻 一美	201,465	2.50
辻 猛	197,215	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	134,500	1.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	129,600	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	127,800	1.59
京都中央信用金庫	120,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 正紀	学者								△			
小林 弘明	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 正紀	○	独立役員であります。	学校法人立命館理事補佐及び立命館大学特別招聘研究教授として豊富な学識と幅広い見識を有しており、海外企業の研究分野で培った高度な経験を活かして、業務執行に対する一層の監督機能を果たしております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
小林 弘明	○	独立役員であります。	他社における技術担当役員としての豊富な経営経験や、同氏が化学業界で培ったビジネス経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断

			したため、独立役員として指定しております。
--	--	--	-----------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

社長室は、監査役と連携して社内各部門の業務執行状況について定期的な内部監査を行っております。監査役は取締役会に出席するほか、定例的に開催される重要な会議に出席し、経営監視の機能を果たしております。会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。会計監査人と監査役及び社長室は随時、監査の所見や関連情報の交換を行っております。業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 中島 久木 有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 池田 剛士 有限責任 あずさ監査法人
継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。
また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他3名であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 隆之	他の会社の出身者													
西尾 方宏	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 隆之	○	独立役員であります。	他社での企業経営及び企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、法的な視点から取締役の職務執行を監査することを目的に社外監査役として選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断

			したため、独立役員として指定しております。
西尾 方宏	○	独立役員であります。	長年にわたる公認会計士としての専門知識・経験を有しており、監査の方法その他監査役の業務の執行に関する意見提案を行っております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役2名及び社外監査役2名の計4名は、当社との間に取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしております。なお、社外取締役の村上正紀氏及び小林弘明氏、社外監査役の木村隆之氏及び西尾方宏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役については、年俸制の業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

なお、役員区分ごとの報酬等の総額は、以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。)	78,127千円
監査役(社外監査役を除く。)	9,000千円
社外役員	12,816千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、平成19年10月26日開催の第28期定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、平成16年10月22日開催の第25期定時株主総会での決議により、監査役の報酬額は年額20,000千円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役のサポート体制として、主に総務部が窓口となり社外取締役を補佐しております。具体的には、取締役会等のスケジュール調整、取締役会資料の事前配布、事前説明の実施、要望事項への対応等のサポートを行っております。

・社外監査役のサポート体制として、社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会等の重要な会議の議案や重要案件については、常勤監査役が社外監査役に対して資料の事前配布、事前説明を行う等のサポートを行っております。また、社外監査役は、会計監査人、社長室、常勤監査役とも定期的及び必要に応じて連携をとっており、財務諸表等の意見交換の機会を持ち、監査効率の向上に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- ・当社では、取締役会は意思決定の迅速化と経営責任を明確化するため、月1回の開催を定例化し、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定を行うとともに、監査役の参加のもと、業務の執行状況の管理監督がなされております。
- ・当社の取締役は7名（うち2名は社外取締役）ですが、常に次世代を担う若手役員候補者を育成しながら、開かれた運営を基本としております。
- ・当社は、執行役員制度を導入しており、取締役の意思決定機能と執行役員の業務執行機能を明確にすることによって、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
- ・当社は監査役制度を採用しております。監査役は3名のうち辻村茂氏が常勤監査役で残り2名は社外監査役であり、取締役の職務執行の適法性と妥当性をチェックし、公正な意見が発言できる仕組みを作り上げております。
- ・当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、企業競争力強化を図り、スピーディーな経営の意思決定及び経営の透明性・合理性向上を目的としております。また、コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの基本と認識しており、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理や道徳を尊重する企業風土作りに努めております。

従って、公正かつ健全な企業活動を促進し、コーポレート・ガバナンスの体制拡充を図るため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第38期定時株主総会(2017年10月17日)の招集通知を法定期日より4日早い、2017年9月29日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、設立時から7月決算とすることで株主総会の集中日を回避し、参加しやすく開かれた株主総会を目指しております。
その他	招集通知を発送日の4日前に当社ホームページに掲載しております。 また、決議通知につきましても、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎期の定時株主総会終了後に会社説明会を実施しております。 また、年に1～2度個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2度決算説明会を実施し、随時スモールミーティングや個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務・業績関連等適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括部 広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理行動指針及びコンプライアンス基本規程に含まれております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当社は、「企業の持続的な発展を追究し、適正な利益を確保することにより、企業を取巻く利害関係者と共に成長する企業を目指して、薄膜技術で世界の産業科学に貢献する。」という経営理念を具体的行動に落とし込んだ以下の経営方針を、日常の事業運営の指針としております。

- a. 社員の創造性を重視し、常に創造的な薄膜技術を世界の市場に送る。
- b. 直販体制を採用し、ユーザーニーズに対応した製品をタイムリーに提供する。
- c. 事業が社会に果たす役割を積極的に認識し、高い付加価値を目標とし、株主、取引先、役員、従業員に対し、適切な成果の配分をする。

この経営方針の達成に向けて、平成18年5月30日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の制定を行い、また平成20年12月8日、平成24年4月13日、平成26年7月16日、平成27年4月15日開催の取締役会において同方針の一部改定の決議の実施により、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方を次のとおり定めております。

- a. 当社は、法令の遵守、有効かつ効率的な事業運営、財務報告にかかわる信頼性の確保、資産の保全を達成することを目的として内部統制システムを整備する。
- b. 上記内部統制システムの構築にあたっては、「内部統制委員会」が主体となって規程・体制等を整備するとともに、内部統制システムの有効性の評価を行い、必要な改善を実施する。
- c. 代表取締役社長は業務執行の責任者として、内部統制の整備及び運用について責任をもって実施する。

(2) 内部統制システムに関する体制の整備

内部統制については、社長室の専任者1名が年間計画に基づく内部監査を実施して、内部牽制の実効性を高めております。社長室は、業務活動の全般に関し、その妥当性及び有効性及び法規制・社内ルールの遵守状況等について定期的に監査を実施し、各部署に助言・勧告を行うとともに経営者に速やかに報告しております。リスク管理については、管理統括部内の総務部が窓口となって各部門から適宜報告を受けるとともに、コンプライアンスの監視、リスク・チェックの強化に取り組んでおります。顧問弁護士からはコーポレート・ガバナンス体制、法律面等についての公正かつ適切な助言、指導を受けております。今後も、経営内容の透明性を高め各ステークホルダーから信頼される企業を目指して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

なお、当社は、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保する体制について、以下の体制を構築しております。

a. 当社における取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、誠実に実行し、業務遂行するために、取締役会は取締役、執行役員及び使用人を対象とする「企業倫理行動指針」「倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」を制定する。
- ・コンプライアンス全体を統括する組織として代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
- ・コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき社長室にその業務の窓口を設置し、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取締役会及び監査役会にその結果を報告する。
- ・取締役、執行役員及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、社内における通報制度を構築し、運用する。
- ・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直しを図る。
- ・取締役、監査役及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。

c. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ・取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」「会議規程」において、職務の執行の責任及びその執行手続が規定されており、効率的な職務執行を確保する。また各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規程」に基づいて当社の子会社等の関係会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。この体制を整備することによって、当社の子会社を含む関係会社の損失の危険を管理する。
- ・当社の子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを監視し、これを確保する体制を整備する。
- ・当社の社長室は、関係会社に対し定期的な内部監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役社長、監査役及び関係部署に報告することで、関係会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整備する。

f. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の職務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議を行うものとする。
- ・当該使用人の任命、異動については、監査役会の事前の同意を得ることで取締役からの独立性を確保し、各監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

g. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した等、監査役に報告すべき事由があると認める場合には、ただちに当該事由を監査役に報告する。
- ・常勤監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、内部統制委員会、経営会議等の重要な会議に出

席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。

・当社の子会社の取締役ないし使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、当社の監査役に報告すべき事由がある と認める場合には、ただちに当該事由を監査役に報告する。

h. g記載の体制を利用して報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、社内通報規程に基づいて通報をした者に対して、当該通報をしたことによって、いかなる不利益をも課してはならない(社内通報規程第10条)。

・当社は、g記載の体制を利用してなされた報告が、当社の社内通報規程に則ってなされたものでなくとも、同規程第10条の趣旨に鑑みて、当該報告をしたことを理由として、報告者に対して不利な取扱いをしない

i. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・取締役会は、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等会社法第388条の規定に基づく請求をした場合には、当該規定やその趣旨に則って適切に処理をする。

・取締役会は、事業年度ごとに、上記の請求がなされた場合に備えて、予算を確保する等の適切な措置を講じる。

j. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役が代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見や情報交換を行える体制を構築する。

・監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めたときには、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていくものとする。

k. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

・金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制の整備、運用、評価を継続的にを行い、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月 防犯対策閣僚会議幹事会申し合わせ)を基本理念として尊重し、平成20年12月8日開催の取締役会にて「反社会的勢力との関係遮断」を、当社内部統制システム構築の基本方針として決議しております。当社における方針・基準等については、「企業倫理行動指針」「倫理規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を主管する部署を総務部とし、総務部長を統括責任者としています。また、社長室が、法務担当部署として総務部長をサポートする体制としております。内部統制規程として「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、その中で、実務マニュアルとして「取引先に対する《反社会的勢力》調査マニュアル」及び「反社会的勢力 対応マニュアル」を整備しております。

また、就業規則への反社会的勢力との関係謝絶の明記や、当社が発注者である場合に取引先と締結する基本取引契約書に反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

「反社会的勢力対応マニュアル」の主な内容は次のとおりです。

a. 反社会的勢力に対する対応を、調査対応と有事対応に区分する。

b. 調査対応は、購買先や仕入先との新規取引開始時の調査、及び、継続取引先の定期的な調査について規定し、詳細手続きは「取引先に対する《反社会的勢力》調査マニュアル」に従う。

c. 有事対応は、反社会的勢力との対応が必要になった場合を規定し、対応の基本的な心構え、具体的な対応要領(来社時／電話含む)、具体的な対応要領(購読強要など郵便物受領)及び報告・相談は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて対応する。

当社は平成15年より、京都地区企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、有事対応に備え、随時顧問弁護士と連携をとれる体制を整備しております。また、平成23年11月には当社における不当要求防止責任者を選任して伏見警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制が構築されております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

業務執行と内部統制図

